

社会福祉法人青風会評議員の報酬並びに費用弁償支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人青風会評議員に対する報酬並びに費用弁償の支給について必要な事項を定める。

(報酬等)

第2条 評議員の報酬の額は、つぎのとおりとする。

日額 3,000円

(報酬等の支給方法)

第3条 日額の報酬を受ける者に対しては、評議員会議に出席したその都度支給する。

(旅費及び費用弁償)

第4条 評議員が職務のため出張したときは、必要な旅費及び費用弁償を支給する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。